

令和元年度裾野市農業委員会 3月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月10日(火) 午後1時30分から午後2時15分
 2. 開催場所 裾野市役所地下会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
		8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
5	手綱 史芳	11	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 杉本一之 書記 中村健児 書記 市川智子

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

9	神戸 俊之	10	杉山 克己
---	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第18号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- (2) 報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (4) 議第46号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第47号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第48号 非農地証明願の裁定について
- (7) 議第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和元年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、9番 神戸俊之委員、10番 杉山克己委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の市川智子氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第18号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

- 事務局 はい。報第18号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第18号について、質疑等がありましたらお願いします。
- 永田榮泰委員 備考に土地改良区事業地のものであり、とありますが、どういうことでしょうか。
- 事務局 土地改良区が整備している土地は勝手に転用できないため、転用する場合は土地改良区の同意書の添付を求めています。この同意書を発行するためには土地改良区で総会を開く必要があり、時間を要するため一度申請を取り下げるとのことです。
- 議長 他に質疑等がありましたらお願いします。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。
次に、報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- 事務局 はい。報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第19号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。
次に、報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- 事務局 はい。報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)
- 議長 ただ今の報第20号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。
- 議長 次に、議第46号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1～2は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第46号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1～2
(議案朗読・投影写真により説明)
- 議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 永田榮泰委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は、市営総合グラウンド西側に位置しています。
申請地の面積は永田さん所有の農地が2筆合計94㎡、柏木さん所有の農地が95㎡で、地目は登記簿・現況全て畑です。

申請地は、永田さんが平成8年、柏木さんが平成6年にそれぞれ相続により取得しました。申請地は3筆とも平成25年度の国土調査で現在の形となりましたが、名義が実際の利用形態にそぐわない形となってしまいました。

実際の利用形態に合わせた名義に変更するために交換をすることで両者で話がまとまり、今回の申請に至りました。

申請者の状況について、まず柏木さんについては耕作を本人と妻の2人で行います。本人50年、妻40年の農業経験があり、経験や技術については問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。

申請地取得後の経営農地は9,402㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩10分程度です。

他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

また、永田さんについては耕作を本人と妻の2人で行います。本人45年、妻35年の農業経験があり、経験や技術については問題ありません。

農機具も十分に所有しており、申請地取得後も営農に問題はないと思われます。

申請地取得後の経営農地は2,174㎡で、下限面積を満たしていませんが、隣の柏木さんの農地との間には高低差があり、893-7は、永田さんの耕作する農地と一体で利用しなければ利用することが困難であると認められます。そのため、下限面積要件の例外規定に該当すると考えます。通作にかかる時間は、徒歩2分程度です。

他の農地についても、適切に維持管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、柏木さんは露地野菜、永田さんは露地野菜及び果樹を作付けします。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第46号番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それではお諮りします。議第46号番号1～2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第47号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第47号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉山勝良委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、国道 469 から須山浅間神社へ向かう交差点の西側約 460mに位置します。現況は休耕地となっています。

地上権者は、主に太陽光発電事業を行っており、優良な事業地を探していたところ、一団の土地で日当たりの良い申請地が候補地として挙がりました。

地上権設定者は、高齢のため農地の管理が困難となってきたため、地上権者の提案に合意し、太陽光発電設備敷地として、パネル 296 枚、パワーコンディショナー 9 台を設置する計画で話がまとまり申請に至ったものです。

農地区分は、第 2 種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。経済産業省による事業計画認定、東京電力との受給契約の手続きも進められています。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は道路、西側・南側は地上権設定者の農地、東側は原野に接しています。

敷地内は土地の形質変更をせず、雨水は自然浸透となりますが、西側・南側農地へ雨水の影響が出ないように境に 30cm 程度の盛土を行います。東側原野は、苗木を育苗しているため、雨水の影響が出ないように周辺と同様に 30cm 程度の盛土を行います。

日常の管理については、年 3～4 回の草刈り等を自社もしくは地域業者にて行うこととしています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ただ今の議第 4 7 号番号 1 について 質疑等がありましたらお願ひします。

神戸俊之委員

渡人の小澤さんはいつ申請地を取得したのでしょうか。

事務局

昭和 61 年に相続により取得しています。

高草富一委員

残地は芝のようですが、どうして筆全体ではなく部分転用なのでしょう。何かの法律が絡んでいるのでしょうか。

事務局

農地転用は、事業計画に基づき必要最小限の面積を転用するのが原則となるため適正な面積の転用と言えます。推測になりますが、2,000 m²以上になると土地利用事業承認申請が必要になるので、2,000 m²未満に抑えている可能性はあります。

荻田能文委員

申請範囲には法面が含まれているようですが、ここは造成して平らにするのでしょうか。

事務局

法面は法面のまま残ります。法面部分の細帯を申請範囲から除外し農地として残すと、効率的な肥培管理が困難なため、申請地に含んでいます。

議 長

それでは、お諮りします。議第 4 7 号番号 1 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第 4 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第47号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、時之栖サッカーグラウンドの南側に位置します。

現況は休耕地となっています。

受人は、運送業を営んでおり、平成13年3月に申請地南側を駐車場敷地にするため、5条許可を受けています。

当時より営業車両が増え、既存の駐車場敷地だけでは、手狭であるため、駐車場敷地の拡張をするものです。

渡人は、農業をやっておりますが、高齢になり体力も落ちてきたことから、受人の提案に合意し、申請に至りました。

申請地は、市街化区域に近接し、工場、住宅、スポーツ施設等が連たんしている地域にあり、宅地化の状況が省令で定める程度に達している区域であることから第3種農地に区分されます。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側・南側・西側は雑種地、東側は畑・道路に接しています。

場内は、碎石敷きとし、雨水は自然浸透となります。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ただ今の議第47号番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それではお諮りします。議第47号番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第47号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第47号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、御宿台保育園の約50m東側に位置します。

現況は畑となっています。

借人は、現在御宿台保育園・北児童館・子育て支援センターの指定管理を受託し運営を行っています。施設の駐車場は、園庭南側と園舎北側の職員分のみで、朝夕の送迎時間帯は、南側駐車場に入りきれない車両が市道上で待機している状態となっており、周辺住民・企業へ迷惑をかけている状態が続いているため、隣接する土地所有者

である貸人に相談したところ、駐車場として賃貸借することで話がまとまったため、申請に至りました。

貸人は、平成 28 年 12 月に姉から贈与で申請地の農地を取得しております。聞き取りによると、取得した農地は芝の維持管理部分と、畑として耕作し、じゃがいも・たまねぎ・トマト・もろこし等の作付け収穫を行っていたとのこと。

農地区分は、第 2 種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は雑種地、東側は道路、南側は宅地、西側は農地に接しています。

場内は、簡易アスファルト敷きとなりますが、浸透式の簡易アスファルトとなるため、雨水は場内で処理されます。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第 4 7 号番号 3 について、質疑等がありましたらお願ひします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それではお諮りします。議第 4 7 号番号 3 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

続きまして、議第 4 8 号 非農地証明願の裁定について 番号 1 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第 4 8 号 非農地証明願の裁定について 番号 1
（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 9 番 神戸俊之委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　　願出地は、南堀地区集会所の約 200 メートル北東側に位置します。

願出地の現況は、願出人の居宅敷地の一部となっています。面積は 6.32 ㎡です。

願出地は、平成元年に願出人が相続により取得しました。

願出地は、平成 2 年に道路拡幅を想定して地番 2203-1 から分筆した土地であり、それ以来、住宅敷地及び道路の一部として使用されています。

願出地には建築物に該当するものは存在しません。一体利用されている居宅敷地内にある建築物については、必要な手続きが済んでおり、建築基準法、都市計画法上問題はありませぬ。願出地は居宅建築時の敷地範囲に含まれていませんが、用途によっては手続きを踏むことで建築物を建てることと認められる可能性があるとして市の担当課で確認しております。

建築物等の敷地として相当のものであり、かつ、建築後 10 年以上経過して農地への復元が容易でないと認められます。

願出地の北・東・南側は公衆用道路、西側は宅地に面しています。周辺農地への影響はないと思ひますので、ご審議をお願ひします。

議 長 　　ただ今の議第 4 8 号番号 1 について、質疑等がありましたらお願ひします。

(質問、意見等 なし)

議長 それではお諮りします。議第48号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
続きまして、議第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 6番 勝又実佐男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は2箇所あり、御宿八幡宮から約30m東と、市民文化センターから約50m北に位置します。

現況は田で、面積は3筆合計2,742㎡です。

貸人の小林さんはこれまで自身で農地の管理をしてきましたが、高齢になってきたこともあり他に耕作してくれる人を探していました。借人の細谷さんは御殿場市に住んでいますが、耕作面積を拡大したいと考え農地を探しており、農業委員会の窓口にも相談に来ておりました。最終的に株式会社谷井農機の仲介で両者の話がまとまったため、申請に至りました。

細谷さんは御殿場市で露地野菜を栽培しており、経営農地は全て効率的に管理されております。耕作管理は1人で行います。農業経験は家庭菜園で5年、御殿場で本格的に新規就農してから2年ですが、愛知県の農協や長野県の種苗メーカーに定期的に通って技術指導を受けており、分からないことはその都度聞いているとのこと。農機具も十分に保有しているため、営農に支障はありません。

設定する期間は3年間で、使用貸借によるものです。

利用権設定地では、露地野菜を作付し、スーパー等小売店に直接販売すると聞いております。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第49号番号1について 質疑等がありましたらお願いします。

飯塚芳正委員 受人の年齢はいくつでしょうか。

事務局 48歳です。

議長 それでは、お諮りします。議第49号番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和元年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和2年3月10日（会議録署名人）

9番署名人

神 戸 俊 之

10番署名人

杉 山 克 己